

## 総合理工学研究科・エレクトロニクス系工学専攻の学位論文審査基準

### 【修士論文】

#### 1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障をきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

#### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

#### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 幅広い課題に対処できる高い情報収集・分析能力を有していること
- (2) 各自の課題に対する問題解決能力を有していること
- (3) グローバルな情報発信能力を有すること
- (4) 専門知識に基づいて自らの思考を説明し、妥当性を議論できる論理的かつ批判的思考力を有すること

#### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表1の学位論文評価基準表(博士前期課程エレクトロニクス系工学専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)30%、(2)30%、(3)10%、(4)30%)を、1～5点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

## 【博士論文(課程修了)】

### 1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 14 条(博士論文の提出)の要件を満たすものとする。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。博士後期課程では、博士前期課程で求められる能力に加えて、

- (1) 未知の課題を発見可能にする基礎理論、基礎技術を有すること
- (2) 研究を自ら推進するための自主性、問題解決能力を有すること
- (3) 円滑な研究活動のための周囲との協調能力を有すること
- (4) 健全な社会発展に寄与する研究に求められる公益性の理解、倫理観を備えていること
- (5) 国際的視野に立った研究を遂行するに十分な、外国語によるコミュニケーション能力を有すること

### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表2の学位論文評価基準表(博士後期課程エレクトロニクス系工学専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)30%、(2)30%、(3)20%、(4)10%、(5) 10%)を、1～5点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 16 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計 60 点以上をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 19 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 20 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

## 【博士論文(論文提出)】

### 1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条(博士論文の審査)に従って、博士後期課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条(学位申請手続)の要件を満たすものとする。

### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条(博士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。博士後期課程では、博士前期課程で求められる能力に加えて、

- (1) 未知の課題を発見可能にする基礎理論、基礎技術を有すること
- (2) 研究を自ら推進するための自主性、問題解決能力を有すること
- (3) 円滑な研究活動のための周囲との協調能力を有すること
- (4) 健全な社会発展に寄与する研究に求められる公益性の理解、倫理観を備えていること
- (5) 国際的視野に立った研究を遂行するに十分な、外国語によるコミュニケーション能力を有すること

### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表2の学位論文評価基準表(博士後期課程エレクトロニクス系工学専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)30%、(2)30%、(3)20%、(4)10%、(5) 10%)を、1～5点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条(学力の確認)及び近畿大学学位規程第27条(博士論文の審査方法)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が合計 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究委員会は、近畿大学学位規程第 27 条(博士論文の審査方法)に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 21 条(論文提出による学位の授与)に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

表1 学位論文評価基準表(博士前期課程エレクトロニクス系工学専攻)

評価項目	A(5点)	B(3点)	C(1点)
(1)幅広い課題に対処できる高い情報収集・分析能力を有していること	提出論文において十分な質、量の参考文献などの資料が参照され、また背景や研究の位置づけ等においても国外の研究が正しく言及されている。	提出論文において一定の質、量の参考文献などの資料が参照されているが、背景や研究の位置づけ等において国外の研究が正しく言及されていない。	提出論文において適切な資料の参照が認められず、背景や研究の位置づけ等においても国外の研究が正しく言及されていない。
(2)各自の課題に対する問題解決能力を有していること	(1)に則り、適切課題設定を行い、それを解決するための具体的なシステムの構築及び分析、評価を行った。あるいは、実験の計画、遂行および課題解決に至った。	(1)に則り、適切な課題設定を行ったが、それを解決するための具体的なシステムの構築または分析、評価まで行えていない。あるいは、実験の計画、遂行および課題解決のいずれかに至っていない。	課題はわかるが、解決までの方法の提示が不完全である。
(3)グローバルな情報発信能力を有すること	国際的な発表の場において、英語による論文発表、研究発表ができる。	権威のある学会で、論文発表、研究発表ができる。	論文発表、研究発表ができていない。
(4)専門知識に基づいて自らの思考を説明し、妥当性を議論できる論理的かつ批判的思考力を有すること	提出論文の構成、論理的な説明・考察が明瞭で理解できる記述であることが確認できる。	提出論文の構成、論理的な説明・考察の一部が不明瞭であるがその記述に不整合が見られない	提出論文の構成、論理的な説明・考察が不明瞭で、その記述に不整合がみられる。

項目(3)の基準AあるいはBに該当する研究発表を、2年間で2回以上必要とする。

大学院で指定する倫理教育プログラムの受講を修了していること。

表2 学位論文評価基準表(博士後期課程エレクトロニクス系工学専攻)

評価項目	A(5点)	B(3点)	C(1点)
(1) 未知の課題を発見可能にする基礎理論、基礎技術を有すること	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしており、論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じ、未知の課題を発見可能にする基礎理論、基礎技術を有していることが確認できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれにかかる口頭試問等を通じた未知の課題を発見可能にする基礎理論、基礎技術の確認においては十分とは言えず、公聴会までにさらなる学修により基準 A の達成が期待できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしていない、または口頭試問等を通じた未知の課題を発見可能にする基礎理論、基礎技術の確認において、自身の知識で論文執筆したことが確認出来ないなど公聴会までの基準 A の達成が期待できない。
(2) 研究を自ら推進するための自主性、問題解決能力を有すること	(1)に則り、適切な課題設定を自ら行い、それを解決するための具体的なシステムの構築及び分析、評価を行った。あるいは、実験の計画、遂行および課題解決に至った。さらにその成果を論文にまとめ、権威ある学会の査読付き学会誌に、研究科規則に定められた数の件数が採択され、審査委員による審査でも新規性がみとめられ妥当であると判定される。	(1)に則り、適切な課題設定を自ら行い、それを解決するための具体的なシステムの構築及び分析、評価を行った。あるいは、実験の計画、遂行および課題解決に至った。さらにその成果を論文にまとめ、権威ある学会の査読付き学会誌に、研究科規則に定められた数の件数が採択された。審査委員により適切な水準とは認められないが、公聴会までの基準 A の達成が期待できる。	(1)に則り、適切な課題設定を自ら行い、それを解決するための具体的なシステムの構築及び分析、評価を行った。あるいは、実験の計画、遂行および課題解決に至った。しかし、権威ある学会の査読付き学会誌に、研究科規則に定められた数の件数が採択されていない、または審査委員により適切な水準とは認められず、公聴会までの基準 A の達成も期待できない。
(3) 円滑な研究活動のための周囲との協調能力を有すること	指導教員並びに研究室の他の研究者と適切に情報共有及び議論が十分にできており、その成果を自身の研究に反映させることができている。	指導教員並びに研究室の他の研究者とある程度情報共有及び議論ができており、その成果を自身の研究に部分的に反映させることができている。	指導教員並びに研究室の他の研究者と情報共有及び議論ができておらず、自身の研究に他者の意見が取り入れられない。
(4) 健全な社会発展に寄与する研究に求められる公益性の理解、倫理観を備えていること	大学院で指定する倫理教育プログラムの受講を修了している。	大学院で指定する倫理教育プログラムの受講を修了していないが、公聴会までの基準 A の達成が期待できる。	大学院で指定する倫理教育プログラムの受講を修了しておらず、公聴会までの基準 A の達成が期待できない。
(5) 国際的視野に立った研究を遂行するに十分な、外	国際会議での英語発表の実績があり、口頭試問等にお	国際会議での英語発表の実績がある。また、口頭試問等	国際会議での英語発表の実績が無い。また、または審査

<p>国語によるコミュニケーション能力を有すること</p>	<p>いて英語での専門的議論が十分可能であると確認出来る。また、提出論文において十分な質、量の英文資料が参照され、国外の研究が正しく言及されている。</p>	<p>において英語での専門的議論能力や、提出論文において国外研究に関する言及等が十分確認出来ないが、公聴会までに基準 A の達成が期待できる。</p>	<p>委員により適切な水準と判定されず、公聴会までの基準 A の達成が期待できない。</p>
-------------------------------	--	---	--